Ⅲ. 誇大広告の禁止等に関する基準

1. 誇大広告の禁止等

貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。(法第16条第1項)

なお、「著しく事実に相違する表示」、「実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示」とは、広告として一般に通常人が事実に著しく相違する、又は著しく有利と判断するものをいい、実際にその誇大広告によって、事実誤認や有利誤認をしたか否かを問わない。

その他、法及び施行規則、並びに規則で定める表示してはならない表現等についての具体例を「2.」以下に定め、これに準じる表現をしてはならない。

ただし、法第 16 条の趣旨は、「返済能力を超える貸付けが行われる手段としての過度の 広告及び勧誘を禁止する」ものであるが、資金需要者等の利益の保護に欠けることのない 商品を広告する場合には、一概に法第 16 条違反とは言えない場合もあるものと考えられ る。

- ※以下に示す例の(●)(○)については、次のように解釈する。
 - (●)…当該表示のみで、法令等に反すると考えられる。
 - (○)…当該表示のみで、法令等に反するとは考え難いが、他の表現と併せて使用 すると、法令等に反する場合もあると考えられる。
- ※例示に関わらず、規制の趣旨に抵触すると判断できるものについては、規制対象とする。

2. 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業の中心的な商品で あると誤解させるような表示又は説明(法第 16 条第 2 項第 1 号)

これに抵触すると判断されるものとは、

- * 提供条件が限られた商品(金利帯も含む)にもかかわらず、資金需要者がそれを通 常提供される商品と誤認するような表示
- * それぞれの商品が適用になる顧客の条件等の内容において、実際と異なる表示や あいまいな表示

などを行うことが該当し、例えば以下の表現が考えられる。

- 例)ア ○○ローン今月に限り無条件融資(●)
 - イ ○○ローン特別低利融資実施中(○)
 - ウ 短期間無利息融資又は短期間超低利融資(○) (※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない)
 - 工 記念特融中(○)
 - オ 特別優遇・優遇金利(○) (※比較の対象となる自社商品があり、その旨の説明があれば可)

- カ 〇〇日間のみ年利〇〇%でご融資(〇) (※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない)
- キ 金利引下げ、お安くなりました(○) (※事実に反したもの。事実の場合は引下げ前後通算60日間使用可)
- ク 年率○○%~(●) (下限金利を強調し、上限金利を表示しない)

3. 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘(広告から誘引する こと)する旨の表示又は説明(法第16条第2項第2号)

これに抵触すると判断されるものは、既に借り入れと返済のバランスを欠いている者や、返済能力がないと判断されたため貸付けを拒否されている者でも借り入れが可能である旨を暗示することが該当し、例えば以下の表現が考えられる。

- 例)ア 他店利用者是非相談(●)
 - イ 他店利用者大歓迎(●)
 - ウ 他店利用件数は問題ではありません(●)
 - エ 今あなたは何件利用していますか(●)
 - 才 貸出窓口大幅拡大(○)
 - カ 担保無設定融資(〇)(※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可)
 - キ 切替え・借換え(○)(住宅ローンの場合は可)
 - ク 返済でお悩みの方(●)
 - ケ 多額借入中の方も(●)
 - コ 借金で困っている方(●)
 - サ 他店○件以上でも可(●)
 - シ 他店○○万円以上借入れの方も可(●)
 - ス 失業中の方(●)
 - セ もう歩きまわる必要はありません(●)
 - ソ どこの店よりも頼りになる当店に(○)
 - タ 他店とちがい、いろいろ選べます(○)
 - チ 他店で断られた方(**●**)
 - ツ 借入件数多い方・借入件数が増えている方(●)
 - テ 支払い金額が多くて困っている方(●)
 - ト 多重債務一本化(●)
 - ナ 50万円以上どなたでも(●)
 - ニ 高金利でお困りの方(●)
 - ヌ 無理と思う方(●)
 - ネ 当社で一本化(●)

4. 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明(法第16条第2項第3号)

これに抵触すると判断されるものは、下記①~③で示したように、資金需要者がどのような状況に置かれていようと、借り入れが可能であると認識してしまう旨の表示をすることが該当し、例えば以下の表現が考えられる。

- ① 貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。
 - 例)ア 面倒な手続一切不要(●)
 - イ 出ます出ます、どーんと貸付け(●)
 - ウ ジャンジャン融資(●)
 - エ 完全融資(●)
 - オ 無制限貸出し(●)
 - カ 必ず貸します(●)
 - キ 100%ご満足(●)
 - ク お断りすることはありません(●)
 - ケ 名刺 1 枚でご融資 O K (●)
 - コ 希望額OK(●)
 - サ その場で○○万円(○)
 - シ 年齢不問(○)
 - ス どなたでも貸します(●)
 - セ ご夫婦で○○万円(○)
 - ソ 無条件、無審査で○○万円(●)
 - タ ズバリ貸します(●)
 - チ 借入れができない方・借入れが困難な方(●)
 - ツ 審査基準が大幅にダウン(●)
 - テ 職業、件数、残額など一切問いません(●)
 - ト 当社がだめならあきらめて下さい(●)
 - ナ 無理と思わず相談下さい(●)
 - ニ コンピュータ審査なし(○) (※当店の審査基準に基づいた審査を行っています旨の表示があれば可)
 - ヌ 簡単審査・簡易審査・即答審査(●)
 - ネ 即時融資、即答振込(●)
 - ノ マイカー給油の間に(●)
 - ハ 秒速借入・秒速返済(●)
 - ヒ 借りやすさ No.1(●)
 - フ 大丈夫、なんとかします(●)
 - へ スピード融資(○)
 - ホ 即日融資・即日振込(○) (※申込み時間帯によっては対応できない旨の表記があれば可)
 - マ お財布感覚(●)

- ミ 何回でも借入れ可能(○)(※極度方式基本契約であれば可)
- ム お気軽コース(●)
- メ ササッとキャッシング(○)
- モ ラクラクキャッシング(○)
- ヤ 大きく借りてイキイキライフ(○)
- ユ 簡単・ラクラク・誰にも会わず(○)(※自動契約機等に関する広告の場合)
- ヨ 業界一の簡単キャッシング(○)
- ワ どこよりも簡単(○)
- ヲ どんな状況でも(●)
- ② 債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。
 - 例)ア ブラック可(●)
 - イ 無理と思わず相談下さい(●)
 - ウ 破産歴のある方でも大丈夫(●)
 - エ 他店で債務整理した方も大歓迎(●)
 - オ リセットOK(●)
 - カ リセットの方歓迎(●)
- ③ 他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。 表現例は、基準Ⅲ-3を参照
- 5. 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明(法第 16 条第 2 項第 4 号)

これに抵触する表示とは、例えば以下の表現を用いた表示または説明が考えられる。

- 例)ア 「年金受給者」「年金担保」「年金立替」「年金信用融資」(●)
 - イ 「恩給」「恩給担保」「恩給立替」(●)
 - ウ シルバー(熟年)、高齢者(○)(※収入がある旨を表示すれば可)
- **6. 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明**(法第 16 条第 2 項第 5 号)

これに抵触する表示とは、例えば、貸付けの利率以外の利率(例;割引率、利用率など)を表示する文字が、貸付けの利率を表示する文字より大きいものなどをいう。

7. その他法令や、資金需要者等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明

前項以外の法条文や、他の法令等にからみ、これに抵触すると判断されるものとは、

- *資金需要者等が、その表示内容や役務について、的確に判断できるかどうか疑わし い表示
- *その表示にある状況の根拠が世間一般に対し、明確に認識されておらず不当表示 とみなされる表示などが該当し、例えば以下の事項が考えられる。

- ① 施行規則第12条第3項では、貸付条件を表示する場合は、明瞭かつ正確な表示をしなければいけないと定められているが、これに不適切な表示として、例えば以下のような表現が考えられる。
 - 例)ア 通常利息 年○○%以下(●)
 - イ 納得のいく利息(○)
 - ウ 3分で融資(○)
 - エ 低利で融資中(○)
 - 才 法定金利以下(○)
 - カ 「遅同」「要審」「自返」(●) (意味が不明確な略語)
- ② 開店日の60日以前又は開店日の60日以後に新規開店である旨を表示。
- ③ 金融機関と紛らわしい表示。例えば以下のような表現が考えられる。
 - 例)ア 銀行(●)
 - イ 金庫(●)
- ④ 客観的事実に基づかない事項等をテーマ又はキャッチ・フレーズとした表示。例えば以下のような表現が考えられる。(客観的事実又は合理的な根拠を、専門機関の作成する客観的資料により明示できる場合を除く)
 - 例)ア 財務省公認・金融庁公認・(都道府県)公認(●)
 - イ ○○知事免許(●)
 - ウ (都道府県)認可(●)
 - エ 日本一・日本最大(○)
 - 才 財務省登録·金融庁登録(●)
 - 力 財務大臣登録店舗·金融庁長官登録店舗(●)
 - キ ご利用○万人突破(○)
 - ク ○○○店目標(○)
 - ケ 全国一円支店網(○)
 - コ 全国ネットの我社に(○)
 - サ 上場予定(○)
 - シ 業界屈指(○)
 - ス 世界○カ国で○億人(○)
 - セ 創業○○年(○)
 - ソ 前例のない・他にはない(○)
 - タ 世界で最も尊敬される企業(○)
 - チ 信頼できる(○)
 - ツ 画期的オープン(○)
- ⑤ 貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付けの利率よりも低い旨を比較表現を用いたり、 具体的数字を示さずにする表示。例えば以下のような表現が考えられる。
 - 例)ア 低利の我社にまとめてみませんか(●)
 - イ 超低利、低利最低どこよりも安い(●)
 - ウ 1/2 のお利息(●)

- ⑥ 携帯電話番号の表示。
- ⑦ 不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第3条第1項の規定に基づく都道府 県の条例その他の法令に違反する広告。

Ⅳ. その他、必要な表示に関する基準

1. その他必要な表示事項

資金需要者等の利益を保護するために、以下の事項を表示するものとする。

- ① 審査をする旨。
- ② 貸付けの種類ごとの限度額。
- ③ 礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称等。
- ④「無人契約受付機」「無人契約機」「無人コーナー」等の広告を表示する場合は、「自動契 約機」と併記し、自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨。
- ⑤ 不動産担保金融等の場合、手数料(事務手数料、融資手数料等)及び期限前償還の違約金を徴収する場合は、その旨及び料率。
- ⑥ フリーダイヤルによる番号を表示する場合は、必ず貸金業者登録簿に登録された本 店又は営業所の電話番号を併記。
- ⑦ 返済例を表示する場合は、貸付けの利率の上限の率で計算した場合の返済例。 (※貸付け金額は10万円以上とし、期間については1ヶ月を基準とする)